



平成 30 年 5 月 15 日

会 社 名 北沢産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾崎 光行
(コード番号 9930 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 石塚 洋
(TEL. 03-5485-5020)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 71 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. 変更の理由

取締役会の機動的な運営を図る為、緊急性を要するもの等に関する決議事項について、会社法第 370 条に規定される決議の省略(書面又は電磁的記録による決議)を可能とする為、現行定款の一部を次の変更案のとおり改定をおこなうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 30 年 6 月 28 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 28 日 (木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p> <p><u>2.当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>